

VII 予防編

火災予防と広報

令和2年中に発生した住宅火災は89件（うち大阪狭山市4件）で、全火災件数（195件（うち大阪狭山市10件））の45%を占めています。また、出火原因については、「放火（疑い含む）」や「こんろ（天ぷら油の過熱発火含む）」、「たばこ」が上位を占めています。



消防局ホームページ

これらの火災をゼロにするためには、市民一人ひとりの防火意識を高めることが重要です。当消防局では、防火ポスターや防火標語の掲示等、各種イベントにおいて広報活動を行いました。

また、ホームページや各種SNSを活用し、消防の業務、災害情報、防災知識等の他、動画による火災予防の啓発を実施しました。



Facebook「堺市消防局 タッシー」



主な火災予防行事

| 期 間 等 | 行 事 名 等 |
|------------|---|
| 1月26日 | 文化財防火デー |
| 3月1日～7日 | 春の火災予防運動 <ul style="list-style-type: none"> ・消防車両による巡行宣伝 ・防災写真展 ・幼年消防クラブ卒団式 ・その他 |
| 4月下旬 | 新入社員防火教室（資料送付のみ） |
| 11月9日～15日 | 秋の火災予防運動 <ul style="list-style-type: none"> ・小学生防火絵画展 ・合同消防訓練 ・公共施設等のデジタルサイネージを活用した動画放映 ・幼年消防クラブによる消防署見学 ・その他 |
| 12月24日～31日 | 歳末火災予防運動 <ul style="list-style-type: none"> ・大型商業施設等の特命査察 ・夜間パトロール ・火災防ぎよ検討会 ・その他 |
| 通 年 | 音楽鑑賞と防災のおはなし（DVDを配布） 高齢者防火訪問 |

防火管理

当消防局では、消防法施行令第3条の規定に基づく防火管理に関する講習を一般社団法人日本防火・防災協会に依頼し、実施しています。

防火管理者は、甲種防火対象物 4,787 事業所（うち大阪狭山市 289 事業所）、乙種防火対象物 793 事業所（うち大阪狭山市 39 事業所）で選任され、消火、通報及び避難訓練の実施等を定めた消防計画の作成など、防火管理上の必要な業務を行っています。

このほか、消防法に基づき住宅用火災警報器の設置が義務付けられているところですが、毎年住宅火災の割合は高く、死者のうち高齢者が占める割合が高いことから、これら高齢者を火災から守ることが重要な課題となっています。

このような状況から当消防局では、高齢者のみの世帯に対して防火訪問を実施し、住宅用火災警報器の設置や維持管理状況の確認、こんろ等火気周りの点検のポイントや火災予防上のアドバイスを実施しています。（令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、対面による啓発を中止し、住宅防火のポイントを掲載したチラシ等のポスティングを実施）

さらに、火災予防運動実施期間以外においても、消防訓練等あらゆる機会を通じ、各事業所、地域住民に対し、火災予防啓発に努めています。

また、国内外を問わず、地震等による大規模な自然災害が発生していることから、学校、事業所、自治会、自主防災組織等において実施される各種防災イベントや消防訓練において地震体験車を運用（出場回数9回、体験者概数1,390人）し、地震発生時の火災の危険性や身を守る行動について啓発を行いました。

消防相談

市民と消防の相互理解及び地域住民との協力体制を強化することを目的に、消防相談を実施しています。

令和2年中に当消防局に寄せられた相談や要望等の処理件数は188件で、警防関係（無届の火炎上昇等）が多くを占めています。

消防相談等処理状況

| 区 分 | 消防関係 | | | | | 消防関係 以 外 | 合 計 |
|-------------|------|-----|----|----|-----|-------------|-----|
| | 警防 | 危険物 | 予防 | 建築 | その他 | | |
| 令 和 2 年中 | 75 | 4 | 16 | 4 | 32 | 57 | 188 |

女性防火クラブ・幼年消防クラブ

1 女性防火クラブ

堺市美原女性防火クラブは平成 17 年 2 月 1 日、本市と南河内郡美原町の合併により、旧美原婦人防火クラブ（昭和 61 年 5 月 26 日発足）が堺市美原女性防火クラブとなりました。令和 3 年 3 月 31 日に解散するまでの 35 年間、クラブ員は、家庭からの火災を予防するため、火災予防の知識や初期消火方法、火災時の避難通報要領等を習熟するとともに、明るく安全な地域と家庭を築くため、火災予防思想の高揚を図ることを目的とした諸活動に参加していました。

（令和 3 年 3 月 31 日解散）



堺市美原女性防火クラブによる火災予防広報活動

2 幼年消防クラブ

管内の私立幼稚園や保育園（計 7 園）から 539 人（令和 3 年 4 月 1 日現在）の幼年消防クラブ員が在籍しています。

幼年消防クラブは、幼年期から正しい火の取扱いを習熟することで、火遊びを防止するとともに、消防の仕事に対する理解を深め、幼児を通して家庭や地域での防火思想の普及により火災の減少を図ることを目的として結成しています。



幼年消防クラブ入団式

消防音楽隊

堺市消防音楽隊は、昭和 53 年の発足以来「心に響け防火の誓い」を合言葉に、災害に強い安全で安心して暮らせるまちづくりを目指し、市民の皆様とのふれあいを大切にした演奏活動に努め、火災予防思想の普及啓発活動を行っています。

通常の消防業務と兼務の体制で、火災予防運動中の各種イベントや管内の小学生を対象とした「音楽鑑賞と防災のおはなし」などに出演し、市域では唯一の公共の音楽隊として広く市民に親しまれています。

なお令和 2 年中は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、出演を中止しました。その代替えとして、「音楽鑑賞と防災のおはなし」の DVD を作成し、令和 2 年度実施予定であった小学校へ配布しました。



小学校での「音楽鑑賞と防災のおはなし」の様子



「音楽鑑賞と防災のおはなし」DVD 一部抜粋

査察概況

査察は、消防法や石油コンビナート等災害防止法等の規定により、防火対象物や危険物施設等に立ち入り、その位置、構造、設備及び管理の状況並びに危険物の貯蔵・取扱い状況について検査、質問等を行い、不備欠陥事項の是正指導を行うとともに、防火・防災管理体制及び危険物施設における保安管理体制の強化充実を図り、災害を未然に防止することを目的としています。

防火対象物については、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、立ち入り検査以外にも自主検査や通信指導（電話等での聞き取り調査）を活用し、適切な防火管理について指導を行いました。

また、感染防止のためにビニールカーテン等を設置されている対象物についてはビニールカーテンの設置によりスプリンクラー設備や自動火災報知設備等の放水又は感知等に影響のないように指導を行いました。

危険物施設については、管内で発生した事故の徹底した原因究明及び関係事業所への指導を行い、安全確保につとめるとともに、法令違反施設に対して、適正な行政措置を実施し、事故の未然防止につとめました。また、法令改正に係る事項を適正に運用するため、関係事業所に対して指導を行いました。

1 防火対象物関係

(1) 査察対象事業所数

査察対象事業所数は、23,382事業所（うち大阪狭山市994事業所）であり、火災が発生した場合の危険度による区分に応じて定めている査察実施回数を基本とし、査察を行っています。

査察対象事業所数（防火対象物）

| 令和2年12月31日現在 | | | | |
|--------------|---|-------------|---|-----------------|
| | | 査察実施回数 | 査察対象事業所の区分 | 事業所数 |
| 特別 査察対象物 | イ | 1年に1回以上 | 特定防火対象物で延べ面積3,000㎡以上のものが在する事業所 | 341 (21) |
| | ロ | 1年に1回以上 | 第1種事業所 | 11 (0) |
| | ハ | 1年に1回以上 | 第2種事業所 | 15 (0) |
| 第1種 査察対象物 | イ | 2年に1回以上 | 特定防火対象物で延べ面積1,000㎡以上3,000㎡未満のものが在する事業所 | 791 (39) |
| | ロ | 3年に1回以上 | 非特定防火対象物で延べ面積2,000㎡以上のものが在する事業所及び令別表第1(17)項並びに(18)項 | 1,886 (79) |
| 第2種 査察対象物 | イ | 2年に1回以上 | 特定防火対象物で延べ面積300㎡以上1,000㎡未満のものが在する事業所 | 2,021 (138) |
| | ロ | 3年に1回以上 | 非特定防火対象物で延べ面積1,000㎡以上2,000㎡未満のものが在する事業所 | 1,684 (58) |
| 第3種 査察対象物 | イ | 署の状況に応じ実施する | 特定防火対象物で延べ面積300㎡未満のうち消防用設備等（誘導標識を除く）の設置を必要とするもの | 2,786 (113) |
| | ロ | 署の状況に応じ実施する | 非特定防火対象物で延べ面積1,000㎡未満のうち消防用設備等（誘導標識を除く）の設置を必要とするもの | 11,567 (482) |
| 第4種 査察対象物 | | 署の状況に応じ実施する | 上記以外の防火対象物及び局長又は署長が指定するもの | 2,280 (64) |
| 合 計 | | | | 23,382 (994) |

備考 同一敷地内に2以上の棟が存在する場合は、上位となる査察対象物により区分します。
括弧内は大阪狭山市の数とします。

(2) 査察実施数

査察実施数は6,407件（うち大阪狭山市173件）であり、うち、予防査察（局査察含む）が1,618件、警防査察が517件、通信指導（事業所へ訪問せずに電話での聞き取り等での査察）は4,272件でした。

なお、文化財防火デー等の予防運動や消防法違反対象物に対して136件（大阪狭山市該当なし）の特命査察を行いました。

(3) 査察結果

査察を実施した結果、不備事項があった1,069事業所（うち大阪狭山市25事業所）に対し、査察結果通知書により指摘し、事業所から改善報告書（計画を含む）の提出を求めています。

査察実施事業所数及び査察結果（防火対象物）

| 査察実施事業所数及び査察結果（防火対象物） | |
|-----------------------|--------------|
| 年別 | 令和2年 |
| 査察状況 | |
| 査察実施事業所数 | 6,403(173) |
| 指摘事業所数 | 1,069(25) |
| 査察実施事業所の指摘率 | 16.6%(14.4%) |
| 指摘件数 | 3,157(25) |

特命査察実施件数（防火対象物）

| 特命査察実施件数(防火対象物) | | | | | | | | | | | |
|-----------------|-----|---|----|---|---|----|---|----|----|----|----|
| 署別 | 合計 | 局 | 堺 | 中 | 東 | 西 | 南 | 北 | 美原 | 高石 | 大狭 |
| 件数 | 136 | 0 | 64 | 8 | 6 | 12 | 6 | 19 | 9 | 12 | 0 |

(4) 消防法等に違反する防火対象物公表制度

この制度は、不特定多数の方が利用する建物における重大な消防法令違反に関する情報を、利用者が建物の利用に際しての判断に活用できるようにホームページ上で公表する制度です。

公表の対象となる防火対象物は、映画館、飲食店、物販店、宿泊施設等の特定防火対象物で、自動火災報知設備、スプリンクラー設備、屋内消火栓設備又は避難器具（特定一階段等防火対象物に限る。）の未設置による違反があるものが対象です。

(5) 防火対象物の点検表示制度

ア 防火対象物定期点検報告制度

この制度は、不特定多数の人を収容する一定の用途、構造の防火対象物の管理権原者が、有資格者に火災予防上必要な事項について定期的に点検を行わせ、その結果を消防署へ報告することを義務付けた制度です。

その結果が点検基準に適合していれば、事業所は防火基準点検済証を掲げることができます。

防火基準点検済証

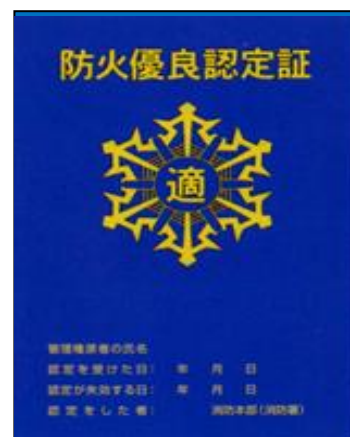


イ 防火対象物点検報告特例認定制度

この制度は、上記アの対象となる防火対象物のうち、一定期間継続して消防法令を遵守していると消防機関が認めた場合、その旨の表示を付すことができるとともに、一定期間、上記アの点検及び報告義務が免除される制度です。

消防機関から認定を受けた場合、防火優良認定証を掲げることができます。

防火優良認定証



ウ 防災管理点検報告制度

この制度は、政令で定める用途のうち大規模・高層等一定規模以上の防火対象物の管理権原者が、有資格者に地震や毒性物質の発散等、火災以外の特殊な災害による被害を軽減するために必要な事項について定期的に点

検を行わせ、その結果を消防署へ報告することを義務付けた制度です。

その結果が点検基準に適合していれば、事業所は防災基準点検済証を掲げることができ、また、上記アと併せて対象となり、双方とも基準に適合している事業所は、防火・防災基準点検済証を掲げることができます。

防災基準点検済証



防火防災基準点検済証



エ 防災管理点検報告特例認定制度

この制度は、上記ウの対象となる防火対象物のうち、一定期間継続して消防法令を遵守していると消防機関が認めた場合、その旨の表示を付することができるとともに、一定期間上記ウの点検及び報告義務が免除される制度です。

消防機関から認定を受けた場合、防災優良認定証を掲げることができ、また、上記イと併せて認定を受けている事業所は、防火・防災優良認定証を掲げることができます。

防災優良認定証



防火・防災優良認定証



(6) ホテル・旅館等に対する表示制度

この制度は、利用者に建物の全情報を提供することを目的として、ホテル・旅館等の関係者からの申請に基づき消防機関が検査し、消防法令等の基準に適合していると認められた建物に対して表示マークを交付する制度です。

表示マーク（銀）の交付後3年間継続して基準に適合していると認められる場合は、表示マーク（金）の交付を受けることができます。

表示マーク（金）



表示マーク（銀）



危険物施設関係

1 査察実施状況

石油コンビナート等災害防止法に基づく堺泉北臨海地区特別防災区域内の危険物施設1,991施設及びガソリンスタンドをはじめとする内陸部の危険物施設909施設に対しては、年1回以上の定期査察を行い、危険物施設及び石油コンビナート等災害防止法に基づく防災資機材等の適切な維持管理と保安管理について指導するとともに、管内及び管外の事故の教訓に基づき、安全対策指導を行いました。また、消防法違反の施設に対しては、継続して査察を行うなど是正指導に努めました。

2 査察結果

「法基準の遵守」を主体とし、危険物の貯蔵・取扱いの基準及び位置・構造・設備の維持管理状況等に関して、人的、物的の両面から査察を行いました。また、危険物安全月間中、火災予防運動中等の予防啓発活動期間や地震、特殊災害の発生又は社会情勢の変動等により必要性が生じた場合には特命査察を行いました。

査察結果（危険物）

| 査察状況 査察区分 | 査察実施施設数 / 査察必要施設数 | 指 摘 施 設 数 | 主な指摘の状況（指摘件数） | | | | | | | | | | |
|--|-------------------------|-----------------------|--------------------------------------|---------------------------------|---|---------------------------------|---|-----------------------|------------------|-----------------------|--|------------|---|
| | | | 無 許 可 貯 蔵 ・ 取 扱 | 貯 蔵 ・ 取 扱 基 準 | 位 置 ・ 構 造 ・ 設 備 の 基 準 維 持 | 設 置 ・ 変 更 許 可 | 品 名 ・ 数 量 ・ 倍 数 の 変 更 | 保 安 監 督 者 | 予 防 規 程 | 定 期 点 検 等 | そ の 他 （ 指 導 事 項 を 含 む ） | 合 計 | |
| 自衛消防組織又は自衛防災組織の設置を必要とする事業所内危険物製造所等（特別査察対象物（ロ）、（ハ）） | 1,836 | 2 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| | / | | | | | | | | | | | | |
| | 1,266 | | | | | | | | | | | | |
| 自衛消防組織又は自衛防災組織の設置を必要としない危険物製造所等（上記以外） | 929 (45) | 74 (17) | 0 | 14 (4) | 19 (5) | 0 | 1 | 3 | 1 | 3 | 33 (8) | 74 (17) | |
| | / | | | | | | | | | | | | |
| | 1,634 (56) | | | | | | | | | | | | |

※（ ）内の数値は大阪狭山市の件数

3 危険物等積載車両の一斉取締り

危険物等積載車両は、市街地を走行するため、事故が発生すると付近住民や社会に大きな影響を与えることが懸念されることから、製油所等のタンクローリー充填所において取締りを行い、不備車両については安全指導を徹底しました。

危険物等積載車両等の取締り結果

| | 実施回数 | 対象施設 | 検査台数 | 不良台数 | 不良箇所数 |
|------|------|---------|------|------|-------|
| 合計 | 1 | - | 7 | 0 | 0 |
| 危険物 | 1 | タンクローリー | 7 | 0 | 0 |
| | | トラック | 0 | 0 | 0 |
| 高圧ガス | 0 | タンクローリー | 0 | 0 | 0 |
| | | トラック | 0 | 0 | 0 |

4 予防規程の認可状況

予防規程は、危険物施設における災害予防及び災害発生時における緊急措置等を定めた自主保安規定であり、予防規程を定めたとき又は変更するときは認可を受けることが義務付けられています。

予防規程の規制対象施設数

| 施設区分 \ 署別 | 合計 | 堺 | 中 | 東 | 西 | 南 | 北 | 美原 | 高石 | 狭山 |
|-----------|-----|----|----|---|-----|----|----|----|-----|----|
| 合計 | 888 | 46 | 20 | 5 | 401 | 19 | 17 | 18 | 354 | 8 |
| 製造所 | 63 | 0 | 0 | 0 | 28 | 0 | 0 | 0 | 35 | 0 |
| 屋内貯蔵所 | 40 | 6 | 0 | 0 | 10 | 0 | 1 | 5 | 18 | 0 |
| 屋外タンク貯蔵所 | 477 | 2 | 0 | 0 | 262 | 0 | 0 | 0 | 213 | 0 |
| 屋外貯蔵所 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 移送取扱所 | 26 | 0 | 0 | 0 | 13 | 0 | 0 | 0 | 13 | 0 |
| 一般取扱所 | 172 | 19 | 4 | 0 | 70 | 2 | 0 | 4 | 69 | 4 |
| 給油取扱所 | 110 | 19 | 16 | 5 | 18 | 17 | 16 | 9 | 6 | 4 |

違反処理及び事故発生に伴う処理状況

火災、爆発、危険物の流出等の事故発生及び法令違反に際しては、火災の予防並びに災害の発生及び拡大の防止を図るため、事故に伴う処理11件の安全指導を行いました。

消防同意概況

1 消防同意

建築物の新築、増築等について、特定行政庁、建築主事又は指定確認検査機関が許可、認可若しくは確認を行う際には、消防法第7条の規定に基づき消防長又は消防署長の同意（消防同意）を必要とします。

これは、建築行政に対して、消防機関が防火の専門家としての立場から、建築行政に対して、建築物の計画の段階で消防法令及び関係法令の防火に関する規定に適合しているかどうかを審査することにより、火災予防の徹底を図ろうとするものです。

なお、令和2年中における消防同意処理件数は2,647件（うち大阪狭山市151件）です。

消防同意処理状況

| 月別 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 |
|----|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 件数 | 200 (6) | 216 (17) | 261 (13) | 229 (14) | 220 (11) | 207 (10) | 251 (14) | 210 (16) | 211 (13) | 231 (15) | 226 (10) | 185 (12) |

2 消防用設備等

消防用設備等は、火災を初期の段階で消し止め、速やかに火災の発生を報知し、避難を行わせ、又は消防隊の活動に利便を提供するための設備で、火災による被害の軽減を図るため必要不可欠なものです。

令和2年中における消防用設備等の着工・設計届出数は1,819件（うち大阪狭山市79件）で、設置届出数は3,295件（うち大阪狭山市140件）です。

また、令和2年中における竣工検査実施棟数は1,785棟（うち大阪狭山市15棟）です。

着工届・設計届・設置届出状況

| 設備種別 | 合 計 | 消火設備 | | | | | | 警報設備 | | | | | | 避難設備 | | 消 防 用 水 | 消火活動上必要な施設 | | | | |
|---------|----------------|-------------|---------------|-------------------|-----------------|---------------|-------------------|-----------------|---------------------|---------------|---------------|-------------------------|---------|------------|-------------|---------|------------|-----------|-----------|-------------------|-----------------|
| | | 消 火 器 設 備 | 屋 内 消 火 栓 設 備 | ス プ リ ン ク ラ ー 設 備 | 水 噴 霧 消 火 設 備 等 | 屋 外 消 火 栓 設 備 | 動 力 消 防 ポ ン プ 設 備 | 自 動 火 災 報 知 設 備 | ガ ス 漏 れ 火 災 警 報 設 備 | 漏 電 火 災 警 報 器 | 火 災 通 報 装 置 等 | 非 常 ベ ル ・ 自 動 式 サ イ レ ン | 放 送 設 備 | 避 難 器 具 | 誘 導 灯 | | 排 煙 設 備 | 連 結 水 設 備 | 連 結 送 水 管 | 非 常 コ ン セ ン ト 設 備 | 無 線 通 信 補 助 設 備 |
| 着工届・設計届 | 1,819 (79) | | 51 (1) | 98 (4) | 41 | 13 (1) | 4 | 535 (30) | 1 | 2 | 73 (4) | 84 (4) | 49 | 202 (6) | 621 (29) | 1 | 6 | 0 | 29 | 9 | 0 |
| 設 置 届 | 3,295 (140) | 669 (29) | 74 (1) | 165 (5) | 54 | 20 (1) | 3 | 938 (38) | 4 | 4 | 69 (6) | 91 (7) | 78 | 202 (4) | 847 (49) | 3 | 23 | 0 | 43 | 8 | 0 |

竣工検査状況

| 署 別 | 合 計 | 局 | 堺 | 中 | 東 | 西 | 南 | 北 | 美原 | 高石 | 大阪狭山 |
|-----|-------|----|-----|-----|----|-----|-----|-----|-----|-----|------|
| 棟 数 | 1,785 | 22 | 502 | 201 | 94 | 255 | 172 | 273 | 107 | 144 | 15 |

危険物行政概況

科学技術の進歩に伴う新たな危険物の出現や産業経済の進展に伴う危険物施設の複雑、多様化など危険物行政を取り巻く環境は大きく変貌しています。

また、危険物施設の設備の老朽化、取扱いの不注意などによる危険物の事故が増加傾向を示すとともに、大気、水、土壌系の環境問題への関心が高まっているなか、危険物を貯蔵又は取扱う者の責務は益々重くなっています。

さらに、南海トラフ巨大地震などの切迫性も指摘されており、危険物施設における地震対策の検証及び見直しは緊急課題となっています。このような状況のなか、事業所の自主保安体制の確立や危険物施設における地震対策の推進等に関し、適切な指導を行っています。

1 危険物の規制

(1) 危険物施設

令和2年12月31日現在における危険物施設の総数は2,900施設で、堺市・高石市の施設数は前年に比べて35施設減少しましたが、大阪狭山市の56施設が新たに加わり、合計21施設の増加となりました。

管轄消防署別危険物製造所等施設数

| 危険物施設区分 | 堺 | 中 | 東 | 西 | 南 | 北 | 美原 | 高石 | 狭山 | 合計 |
|----------|-----|-----|----|-----|-----|----|-----|-----|----|-------|
| 製造所 | 2 | 0 | 0 | 34 | 0 | 0 | 6 | 38 | 0 | 80 |
| 屋内貯蔵所 | 94 | 28 | 5 | 146 | 9 | 10 | 63 | 72 | 9 | 437 |
| 屋外タンク貯蔵所 | 28 | 1 | 1 | 390 | 0 | 0 | 8 | 417 | 5 | 849 |
| 屋内タンク貯蔵所 | 26 | 2 | 0 | 24 | 2 | 2 | 4 | 1 | 5 | 66 |
| 地下タンク貯蔵所 | 43 | 17 | 7 | 41 | 9 | 15 | 26 | 13 | 9 | 180 |
| 簡易タンク貯蔵所 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 3 |
| 移動タンク貯蔵所 | 72 | 21 | 2 | 116 | 72 | 3 | 2 | 250 | 7 | 544 |
| 屋外貯蔵所 | 9 | 0 | 0 | 30 | 0 | 0 | 3 | 18 | 2 | 62 |
| 給油取扱所 | 41 | 27 | 5 | 48 | 35 | 20 | 22 | 25 | 7 | 230 |
| 販売取扱所 | 5 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 2 | 1 | 0 | 10 |
| 移送取扱所 | 0 | 0 | 0 | 13 | 0 | 0 | 0 | 13 | 0 | 26 |
| 一般取扱所 | 78 | 18 | 2 | 147 | 7 | 9 | 25 | 114 | 12 | 412 |
| 合計 | 398 | 114 | 22 | 991 | 134 | 61 | 162 | 962 | 56 | 2,900 |

(2) 危険物製造所等の事務処理状況

危険物にかかる許認可等については、行政手続法及び堺市行政手続条例に基づき審査基準、手続基準を制定し、公正で透明な審査を行うよう努めています。

設置・変更許可数、設置・変更完成検査数

| 危険物施設区分 | 設置許可 | 変更許可 | 完成検査 | 合計 |
|-----------|--------|---------|---------|----------|
| 製 造 所 | 2 | 48 | 35 | 85 |
| 屋 内 貯 蔵 所 | 5 | 6 | 11 | 22 |
| 屋外タンク貯蔵所 | 6 | 84 | 67 | 157 |
| 屋内タンク貯蔵所 | 2 | 4 | 4 | 10 |
| 地下タンク貯蔵所 | 4 | 3 | 4 | 11 |
| 簡易タンク貯蔵所 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 移動タンク貯蔵所 | 22 | 18 (1) | 40 (1) | 80 (2) |
| 屋 外 貯 蔵 所 | 1 | 0 | 1 | 2 |
| 給 油 取 扱 所 | 0 | 16 (1) | 15 (1) | 31 (2) |
| 販 売 取 扱 所 | 1 | 0 | 0 | 1 |
| 移 送 取 扱 所 | 0 | 41 | 43 | 84 |
| 一 般 取 扱 所 | 17 (1) | 64 (4) | 73 (4) | 154 (9) |
| 合計 | 60 (1) | 284 (6) | 293 (6) | 637 (13) |

※ () 内の数値は大阪狭山市の件数

危険物製造所等各種届出受理状況

| 申請届出種別 | 件数 |
|--------------------|----------|
| タンク検査済証等再交付申請 | 3 |
| 完成検査済証再交付申請 | 1 |
| 危険物製造所等廃止届 | 77(2) |
| 危険物取扱者届 | 94 |
| 危険物保安監督者選任解任届 | 166(6) |
| 危険物保安統括管理者選任解任届 | 5 |
| 氏名、名称、住所等変更届 | 218(25) |
| 譲渡引渡届 | 13(1) |
| 品名、数量又は指定数量の倍数変更届※ | 178 |
| 変更工事の確認届 | 611(15) |
| 合計 | 1366(49) |

※（ ）内の数値は大阪狭山市の件数



地下タンク配筋検査風景



タンク内部の溶接部検査風景



検査対象物風景

2 危険物安全月間

危険物による災害の未然防止及び事業所の自主保安体制の確立を図ることを目的として6月を「危険物安全月間」と定めています。危険物安全月間中には、啓発活動のためのポスター、吊幕、胸章等の広報資材を有効活用し防災意識の高揚に努めました。

また、危険物施設への立入検査などを実施し、安全の確保に努めました。更に、優良危険物関係事業所等の表彰を実施しました。

石油コンビナート等防災対策

石油コンビナート等災害防止法に基づく堺泉北臨海地区特別防災区域は、面積が18.01km²であり、このうち当消防局の管轄地域は17.27km²を占めます。

当管轄地域の中には石油コンビナート等災害防止法に基づく第1種事業所が13社、第2種事業所が16社あります。これらの事業所は特定事業所と呼ばれ、自衛防災組織の設置、防災規程の制定のほか、第1種事業所のうち5社については、レイアウト規制対象事業所として、各施設の配置も基準化され、災害の未然防止と拡大防止が図られています。

また、防災体制については、大阪府石油コンビナート等防災計画によって各事業所及び関係行政機関等の責務が明確にされるとともに、災害の予防対策及び応急活動等必要な事項が定められています。

この計画を基に総合的かつ計画的な防災対策の推進を図り、特別防災区域に係る災害から市民の安全を守ることを最優先とした保安の確保が図られています。

1 レイアウト規制

第1種事業所で、高圧ガスと石油類を貯蔵または取り扱う事業所は、レイアウト規制を受け、敷地内を用途により製造施設地区、貯蔵施設地区等に区分し、それぞれの施設地区間には特定通路を配置しなければならない等ハード面により厳しく規制されています。

2 特定防災施設等

災害を最小限にとどめるため、一部の特定事業所には特定防災施設等として、流出油等防止堤、消火用屋外給水施設及び非常通報設備の設置が義務づけられており、設置及び変更したときは、届け出て検査を受けなければなりません。

特定防災施設等の設置状況

| 特定防災施設等の別 | 設置事業所数 | 令和2年中の検査状況 |
|-----------|--------|------------|
| 流出油等防止堤 | 5 | 1 |
| 消火用屋外給水施設 | 24 | 10 |
| 非常通報設備 | 29 | 0 |

3 自衛防災組織及び共同防災組織等

(1) 自衛防災組織

自衛防災組織には、特定事業所における災害の発生又は拡大防止のために必要な業務を行えるよう、化学消防自動車及び泡消火薬剤等の防災資機材等を備え付けています。

防災資機材等については、防災活動を迅速かつ的確に行えるよう適正な場所への配備を指導しています。

特定事業所における防災資機材等設置状況

| 防災資機材等の区分 | 現 有 | | | |
|---------------|--------|--------|--------|----------|
| | 合 計 | 自衛防災組織 | 共同防災組織 | 広域共同防災組織 |
| 大型化学消防車（台） | 4 | 2 | 2 | 0 |
| 大型高所放水車（台） | 4 | 2 | 2 | 0 |
| 泡原液搬送車（台） | 5 | 1 | 4 | 0 |
| 甲種普通化学消防車（台） | 8 | 7 | 1 | 0 |
| 普通消防車（台） | 2 | 2 | 0 | 0 |
| 小型消防車（台） | 2 | 2 | 0 | 0 |
| 普通高所放水車（台） | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 乙種普通化学消防車（台） | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 大型化学高所放水車（台） | 2 | 0 | 2 | 0 |
| 可搬式大型泡放水砲（基） | 9 | 4 | 5 | 0 |
| 可搬式普通泡放水砲（基） | 2 | 2 | 0 | 0 |
| 可搬式放水銃（基） | 120 | 119 | 1 | 0 |
| 耐熱服（着） | 117 | 100 | 12 | 5 |
| 空気呼吸器（個） | 173 | 159 | 9 | 5 |
| 1%泡消火薬剤（k1） | 72.02 | 0 | 0 | 72.02 |
| 3%泡消火薬剤（k1） | 230.12 | 159.56 | 70.56 | 0 |
| 6%泡消火薬剤（k1） | 89.5 | 81.50 | 8.00 | 0 |
| オイルフェンス（km） | 18.58 | 12.78 | 5.80 | 0 |
| オイルフェンス展張船（隻） | 2 | 0 | 2 | 0 |
| 油回収船（隻） | 1 | 0 | 1 | 0 |
| 大容量泡放水砲等 | 2 | 0 | 0 | 2 |

(2) 共同防災組織

共同防災組織は、数社の事業所が共同して自衛防災組織の業務の一部を行うために防災組織を編成しているもので、陸上、海上それぞれの共同防災組織が設置されています。

共同防災組織設置状況

| | 名 称 | 設置年月日 | 構成事業所名 |
|----|--------------------------|--------------------|---|
| 陸上 | コスモ石油 グループ 共同防災組織 | 昭和 54 年 7 月 1 日 | コスモ石油(株)堺製油所 丸紅エネックス(株)堺ターミナル KHネオケム(株)堺物流センター (株)辰巳商會堺ケミカルターミナル 日本酢ビ・ポパール(株) 内外輸送(株)大阪支店 (株)ハイドロエッジ 新日本理化(株)堺工場 |
| | 泉北地区 OG・CAP 共同防災組織 | 昭和 58 年 1 月 4 日 | 大阪ガス(株)泉北製造所第二工場 (株)コールド・エアー・プロダクツ |
| | E N E O S 共同防災組織 | 令和 2 年 10 月 1 日 | E N E O S (株)製造部大阪事業所 E N E O S (株)堺製油所 |
| 海上 | 堺・泉北地区 海上共同防災 組織 | 昭和 54 年 7 月 1 日 | コスモ石油(株)堺製油所 (株)辰巳商會堺ケミカルターミナル 丸紅エネックス(株)堺ターミナル E N E O S (株)堺製油所 三井化学(株)大阪工場 E N E O S (株)製造部大阪事業所 高石ケミカル(株) 大阪ガス(株)泉北製造所第一工場 大阪ガス(株)泉北製造所第二工場 |

(3) 広域共同防災組織

広域共同防災組織は、浮き屋根式屋外貯蔵タンクの全面火災に対応する防災資機材である大容量泡放水砲を広域的に配備することを目的として設置されており、堺泉北臨海地区、岬地区、和歌山北部臨海中部地区、和歌山北部臨海南部地区及び御坊地区の特別防災区域における一部の事業所で編成されています。

広域共同防災組織設置状況

| 名 称 | 設置年月日 | 構成事業所名 |
|--------------------|---------------------|--|
| 大阪・和歌山 広域共同防災組織 | 平成 20 年 12 月 9 日 | コスモ石油(株)堺製油所 丸紅エネックス(株)堺ターミナル ENEOS(株)堺製油所 三井化学(株)大阪工場 ENEOS(株)製造部大阪事業所 関西電力(株)多奈川第二発電所 関西電力(株)御坊発電所 ENEOS(株)和歌山製油所 |

(4) 防災規程

特定事業者は、自衛防災組織が行うべき業務に関する事項について、防災規程を制定又は変更したときは届け出なければならないこととされています。

防災規程の届出状況

| | 規制対象事業所 | 令和 2 年中の届出状況 |
|----------|---------|--------------|
| 合計 | 29 | 18 |
| 第 1 種事業所 | 13 | 11 |
| 第 2 種事業所 | 16 | 7 |

保安 3 法行政概況

「火薬類取締法」、「高圧ガス保安法」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」（以下「保安 3 法」という。）に係る事務については、大阪府が所管していましたが、平成 24 年 10 月 1 日から大阪府内の市町村（高槻市は除く）に権限が移され、現在は堺市・高石市・大阪狭山市の保安 3 法事務について、堺市消防局で執り行っています。消防法及び石油コンビナート等災害防止法と併せて保安 3 法に係る事務に関しても適切な指導を行うことで、これまで以上に暮らしの安全・安心の向上に努めています。

1 火薬類取締法の規制

火薬類取締法は、火薬類の製造、貯蔵、運搬、消費その他の取扱いを規制することによって、火薬類による災害を防止し、公共の安全を確保することを目的としています。

（1）火薬類取締法関係事業所

令和 2 年 12 月 31 日現在における火薬類取締法関係事業所の総数は 25 事業所です。

火薬類取締法関係事業所数

| 事業所区分 | 事業所数 |
|----------|------|
| 販売業者 | 13 |
| 火薬庫 | 2 |
| 庫外貯蔵指示場所 | 10 |
| 合計 | 25 |

※大阪狭山市については事業所なし

(2) 火薬類取締法の申請・届出状況

令和2年1月1日から令和2年12月31日までの1年間の火薬類取締法に係る申請・届出件数の総数は30件です。

火薬類取締法関係申請・届出状況

| 申請・届出種別 | | 件数 |
|-------------|----------------------|----|
| 火薬庫関係 | 火薬類取扱保安責任者等選任（解任）届 | 2 |
| | 定期自主検査計画届・定期自主検査終了報告 | 3 |
| | 火薬類出納集計報告 | 2 |
| | 許可申請書等記載事項変更報告 | 1 |
| 庫外貯蔵関係 | 氏名等変更届 | 5 |
| | 許可申請書等記載事項変更届 | 0 |
| | 庫外貯蔵場所指示申請 | 1 |
| 譲渡譲受関係 | 火薬類譲渡許可申請 | 1 |
| | 火薬類譲受許可申請 | 2 |
| | 許可証返納 | 7 |
| 消費関係 | 火薬類消費許可申請 | 3 |
| | 許可申請書等記載事項変更届 | 0 |
| 販売業者関係 | 火薬類販売集計報告 | 1 |
| 完成検査・保安検査関係 | 保安検査申請 | 2 |
| 合計 | | 30 |

※大阪狭山市については実績なし

2 高圧ガス保安法の規制

高圧ガス保安法は、高圧ガスの製造、貯蔵、販売、移動その他の取扱い及び消費並びに容器の製造及び取扱いを規制することによって、高圧ガスによる災害を防止し、公共の安全を確保することを目的としています。

(1) 高圧ガス保安法関係事業所

令和2年12月31日現在における高圧ガス保安法関係事業所の総数は1,055（うち大阪狭山市35）事業所です。

高圧ガス保安法関係事業所数

| 事業所区分 | 事業所数 |
|---------------|-----------|
| 第一種製造者（冷凍則以外） | 87(2) |
| 第一種製造者（冷凍則） | 19(0) |
| 第二種製造者（冷凍則以外） | 154(3) |
| 第二種製造者（冷凍則） | 279(13) |
| 第一種貯蔵所 | 38(0) |
| 第二種貯蔵所 | 107(2) |
| 特定高圧ガス消費者 | 40(2) |
| 販売業者 | 312(13) |
| 容器検査所 | 19(0) |
| 合計 | 1055 (35) |

※（）内は大阪狭山市の件数

(2) 高圧ガス保安法の申請・届出状況

令和2年1月1日から令和2年12月31日までの1年間の高圧ガス保安法に係る申請・届出件数の総数は1,031（うち大阪狭山市11）件です。

高圧ガス保安法関係申請・届出状況

| 申請・届出種別 | | 件数 |
|----------|----------------------|--------|
| 第一種製造者関係 | 高圧ガス製造許可申請 | 1(0) |
| | 高圧ガス製造施設等変更許可申請 | 107(0) |
| | 高圧ガス製造施設軽微変更届 | 192(0) |
| | 高圧ガス製造施設等承継届 | 2(0) |
| | 高圧ガス製造開始届 | 1(0) |
| | 高圧ガス製造廃止届 | 4(0) |
| | 高圧ガス製造施設休止届 | 6(0) |
| | 危害予防規程（制定・変更）届 | 112(1) |
| | 保安統括者、代理者、保安係員等の選解任届 | 70(0) |
| | その他 | 17(0) |
| 第二種製造者関係 | 高圧ガス製造(事業)届 | 13(2) |
| | 高圧ガス製造施設等変更届 | 5(0) |
| | 高圧ガス製造廃止届 | 11(1) |
| | 承継届 | 8(0) |
| | その他 | 15(3) |
| 第一種貯蔵所関係 | 第一種貯蔵所設置許可申請 | 0(0) |
| | 第一種貯蔵所等変更許可申請 | 1(0) |
| | 第一種貯蔵所軽微変更届 | 2(0) |
| | 貯蔵所廃止届 | 1(0) |
| | その他 | 2(0) |
| 第二種貯蔵所関係 | 第二種貯蔵所設置届 | 5(0) |
| | 第二種貯蔵所等変更届 | 3(0) |
| | 貯蔵所廃止届 | 1(0) |

| | | |
|-------------|-----------------------|----------|
| | その他 | 3(0) |
| 販売業者関係 | 高圧ガス販売事業届 | 17(0) |
| | 高圧ガス販売事業承継届 | 2(0) |
| | 高圧ガス販売事業廃止届 | 5(0) |
| | 販売主任者選解任届 | 8(0) |
| | 販売ガス種変更届 | 0(0) |
| | その他 | 11(0) |
| 特定高圧ガス消費者関係 | 特定高圧ガス消費届 | 0(0) |
| | 特定高圧ガス消費承継届 | 1(0) |
| | 特定高圧ガス消費施設等変更届 | 2(0) |
| | 特定高圧ガス取扱主任者選解任届 | 8(1) |
| | 特定高圧ガス消費廃止届 | 1(0) |
| 容器関係 | 検査主任者選解任届 | 5(0) |
| | 容器検査所登録更新申請 | 5(0) |
| | 容器検査所廃止届 | 1(0) |
| | 特別充填許可申請・報告 | 10(0) |
| | その他 | 1(0) |
| 完成・保安検査関係 | 完成検査申請 | 51(0) |
| | 保安検査申請 | 21(0) |
| | 指定完成検査機関完成検査受験届(結果報告) | 2(0) |
| | 指定保安検査機関保安検査受験届(結果報告) | 229(2) |
| | 認定完成検査実施者完成検査記録届 | 44(0) |
| | 認定保安検査実施者保安検査記録届 | 5(0) |
| | その他 | 0(1) |
| その他 | 事故届 | 19(0) |
| 合計 | | 1031(11) |

※ () 内は大阪狭山市の件数

3 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の規制

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液化石油ガス法」という。）は、一般消費者等に対する液化石油ガスの販売、液化石油ガス器具等の製造及び販売等を規制することにより、液化石油ガスによる災害を防止するとともに液化石油ガスの取引を適正にすることによって公共の福祉を増進することを目的としています。

（1）液化石油ガス法関係事業所

令和2年12月31日現在における液化石油ガス法関係事業所の総数は151（うち大阪狭山市21）事業所です。

液化石油ガス法関係事業所数

| 事業所区分 | 事業所数 |
|-----------------|---------|
| 液化石油ガス販売事業者 | 43(8) |
| 保安機関 | 43(7) |
| 充填事業者 | 13(0) |
| 特定液化石油ガス設備工事事業者 | 51(6) |
| 合計 | 151(21) |

※（）内は大阪狭山市の件数

(2) 液化石油ガス法の申請・届出状況

令和2年1月1日から令和2年12月31日までの1年間の液化石油ガス法に係る申請・届出件数の総数は140(うち大阪狭山市20)件です。

液化石油ガス法関係申請・届出状況

| 申請・届出種別 | | 件数 |
|---------------|-------------------|---------|
| 販売事業者関係 | 液化石油ガス販売事業承継届 | 1(0) |
| | 液化石油ガス販売所等変更届 | 0(0) |
| | 液化石油ガス販売事業廃止届 | 2(1) |
| | 液化石油ガス販売事業報告 | 44(9) |
| | 業務主任者等選解任届 | 1(0) |
| | 登録簿謄本交付 | 0(0) |
| | 認定液化石油ガス販売事業者状況報告 | 1(0) |
| 保安機関関係 | 保安機関承継届 | 1(0) |
| | 保安機関変更届 | 0(0) |
| | 保安業務廃止届 | 2(1) |
| | 保安機関認定更新 | 0(0) |
| | 保安業務実施状況報告 | 44(8) |
| 充填事業者関係 | 充填設備許可申請 | 2(0) |
| | 充填設備変更届 | 3(0) |
| | 充填事業者報告 | 5(0) |
| 貯蔵施設・特定供給設備関係 | 貯蔵施設等変更許可申請 | 0(0) |
| 設備工事関係 | 液化石油ガス設備工事届 | 4(0) |
| | 特定液化石油ガス設備工事事業開始届 | 3(1) |
| | 特定液化石油ガス設備工事事業変更届 | 6(0) |
| | 特定液化石油ガス設備工事事業廃止届 | 0(0) |
| 完成・保安検査関係 | 充填設備完成検査申請 | 3(0) |
| | 充填設備保安検査申請 | 4(0) |
| | 充填設備保安検査受検届(結果報告) | 14(0) |
| 合計 | | 140(20) |

※()内は大阪狭山市の件数